

仕様書（案）

1. 事業名

令和5年度台湾誘客促進事業

2. 事業の目的

当事業は、台湾から北陸（富山県・石川県・福井県）への誘客を促進するため、官民挙げて現地旅行会社等を対象とした観光セミナー及び商談会を実施し、北陸への旅行商品を働きかけるものである。

3. 対象地域

台湾

4. 業務内容

台湾（台北市内）において、観光セミナー及び商談会を開催し、訪日旅行を扱う主要旅行会社等に向けて北陸の観光魅力をPRすることで、北陸の認知度向上を図り、旅行商品造成の働きかけを行う。

名称：北陸3県 観光セミナー・商談会

日時：2024年2月23日(金)13:30~16:30

場所：リージェント・タイペイ

台湾台北市中山北路二段39巷3号

参加者：台湾側…現地旅行会社等

30社(約40名)

日本側…観光関連事業者、自治体等

30名程度

内容(予定)：開会あいさつ

観光セミナー（北陸エリア、日本側参加事業者の紹介等）

商談会（個別ブースにて詳細な説明を実施）

抽選会

観光セミナー及び商談会の開催にあたる業務一式

①企画・制作、事前準備など

- ・全体内容の企画
- ・観光セミナーで使用する資料（北陸紹介プレゼン、参加事業者の紹介）の用意
（プレゼン時間は、商談件数を確保するため20分程度となるよう工夫すること）
- ・PR ツール（ポスター、パンフレット、抽選会の景品、記念品等）の発送・手配
※抽選会の景品及び記念品については、受託者側で準備・購入すること。
- ・会場手配・設営（会場内のスクリーンや音響など、運営にかかる必要機材の手配含む）
- ・日本側参加者がPC等による作業ができよう各商談ブースに電源を確保すること。

- ・「北陸3県 観光セミナー・商談会」という看板を制作し、会場内に設置すること。
- ・会場内に、軽食コーナー（サンドイッチやコーヒー等）を設置すること。

【手配の留意点】

会場については、J&T CONTENTS 株式会社（魔力貝蒂有限公司）にて仮押さえ済みであるため、受託者は受託決定後に J&T CONTENTS (株) と連絡を取り、事前予約費として、40,000TWD（手数料を含む）の精算手続きを進め、手配を引き継ぐこととし、残額の 160,000TWD を会場の示す期日までに支払うこと。J&T CONTENTS (株) へは、ニュー台湾ドルで支払うこととし、また、送金手数料は受託者の負担とする。

※上記金額には、プロジェクターと軽食コーナー（70名分）の費用が含まれているが装飾費やその他のオプション費用は含まれていない。

- ・運営に必要なスタッフ及び通訳を手配すること。スタッフの移動交通が必要な場合は、併せて手配すること。

※1商談ブースに1名ずつ通訳を手配すること。

- ・参加者（台湾側、日本側）アンケートの作成・翻訳

※アンケートの項目については、事業の成果や今後の誘客の参考になるような内容となるよう提案により示すこと。

②台湾側参加者（旅行会社等）の招待

台湾で訪日旅行を扱う主要旅行会社等を選定し、本セミナー・商談会へ招待すること。

③当日運営

- ・運営ディレクターを1名配置すること。

※運営ディレクターは、セミナー及び商談が円滑に遂行できるよう管理すること。

- ・MC 兼通訳（日本語・中国語）を手配すること（司会及びプレゼンテーションを含む）。

- ・受付・案内など参加者をサポートすること。

- ・日本側セラーの名札を作成すること。

- ・会場において実施状況の記録を行うこと。

- ・抽選会の実施

- ・参加者アンケートの実施

④商談終了後のフォローアップ

アンケートの集約・とりまとめを行うこと。

⑤その他

- ・日本側の参加者（観光関連事業者、自治体）の旅費は、委託費に含まないものとする。

- ・隔離措置等の影響から職員が派遣されなくても、業務が実施できる体制を構築すること。また、入国時の隔離措置等により、別途費用や必要な手続き等が発生した場合は委託者と協議の上、柔軟に対応していくこと。

5. 事業の進め方

受託者は、事業の実施にあたって、北陸国際観光テーマ地区推進協議会の担当者と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合には、その都度十分に協議をした上で実施していくものとする。

また、事業実施前には台湾側参加者候補リストを作成し、北陸国際観光テーマ地区推進協議会に提出することとする。

6. 履行期限

令和6年3月29日（金）

7. 実施報告書の提出

事業が完了したときは、以下の内容を含む事業実施報告書（A4）を3部作成し、6の履行期限までに、北陸国際観光テーマ地区推進協議会の構成員である富山県、石川県、福井県へ提出すること。

<内容>

- ・ 事業概要
- ・ 台湾側・日本側参加者数及び参加者リスト
- ・ 当日の様子（写真画像を含む）
- ・ 商談件数
- ・ 事業実施に伴う課題の分析
- ・ アンケートの集計内容・分析・提言
- ・ その他委託者が指示したもの

8. その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、委託者に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。